E-02

公文書公開手続きにおけるプライバシー情報の取扱いに関する一考察

A Study on Handling Privacy Information in Administrative Document Disclosure

中山 泰一 *1
Yasuichi Nakayama

1. はじめに

日本学術会議は，「情報学の参照基準」を策定している．情報学を，「情報によって世界に意味と秩序をもたらすとともに社会的価値を創造することを目的とし，情報の生成・探索・表現・蓄積・管理・認識・分析・変換・伝達に関わる原理と技術を探求する学問である.」と定義し，文系と理系にまたがる情報学を幅広く含んだ参照基準が作られている [1][2][3].

教育の課程において，自ら正しい情報を収集し，検討し，分析する能力を身につけさせることは大変重要である．その中でも，信頼性のある情報を収集する能力を養成することには大きな意義がある．本稿では，情報教育において公文書公開手続きを活用することについて議論する．

インターネット上の情報は，多くの場合，他人の編集を経た情報であり，また，信ぴょう性についても，必ずしも検証しにくいという問題がある．これに対し，行政機関が保有する情報は，他人による評価を経ていない生の情報であり，出所としても信頼性ある情報ということができる．

2022 年度から実施予定の高等学校共通教科「情報」の学習指導要領（新学習指導要領）[4] では，「情報社会の問題解決」の項目で，「情報に関する法規や制度，情報セキュリティの重要性，情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること」と規定されている（表 1）*2.

また，新学習指導要領の解説 [5] では，「情報に関する法規や制度，情報セキュリティの重要性，情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解することでは，情報社会で生活していくために，知的財産に関する法律，個人情報の保護に関する法律，不正アクセス行為の禁止等に関する法律などを含めた法規，更に，マナーの意義や基本的内容，情報を扱う上で個人の責任があること・・・などを理解する」，「法を遵守すること，情報モラルを養うこと，情報セキュリティを確保することの重要性，大量かつ多様な情報の発信・公開・利用に対応した法規や制度の必要性が増していることを理解する」と規定されている．

「情報に関する法規や制度」には，公文書公開手続きに関するものが当然含まれると考えられるが，表現の上で，情報の保護の重要性に力点が置かれたものなっている．現状の情報教育は，情報の利用あるいは保護の重要性に関する教育に傾斜し，情報公開ならびに公開情報の収集については力点が置かれていない傾向がある．

2003 年度から 2012 年度まで実施されていた普通教科「情報」の学習指導要領（旧学習指導要領）[7] では，「情報の公開・保護と個人の責任」の項目で規定されていた．2001 年 4 月に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）が施行されたことから，旧学習指導要領では公文書公開手続きに関する問題意識が現在よりも高かったと推測される．藤間ら [8] の調査結果によると，旧学習指導要領における情報 C の教科書 9 種のうち 5 種で情報公開制度について扱っていた．

それに対し，2013 年度から 2021 年度まで実施される共通教科「情報」の学習指導要領（現行学習指導要領）[6]，および，2022 年度から実施予定の新学習指導要領 [4] では，情報公開は前面に出されていない．もともと民主社会において，情報は公に流通するべきものであり，公に流通する情報は，市民が自ら収集して検証すべきものである，という視点に欠けている．

このような現状に対し，筆者は，教育の課程において，学生および生徒に情報収集手続きについて周知させ，実際に利用する方法を学ばせることは，健全な民主社会を担う賢明な市民として生きる力の育成につながるものである，との主張のもとに，公文書公開手続きを活用することについて，これまでにも議論をしてきた [9][10].

本稿では，公文書公開手続きにおけるプライバシー情報の取扱いの諸問題について議論する．公文書公開手続きにおいて，個人のプライバシーを侵害しないことが求められる．一方，特定の個人が識別され得るもの（個人識別情報）であっても，あえて非公開情報として保護する必要性に乏しいものは，公開することが求められる．個人識別情報であれば何でも保護するのでなく，保護するべきものと公開するべきものとを判別することについて考察する．

---

*1 電気通信大学
The University of Electro-Communications

*2 表 1 には，現行学習指導要領（2013〜2021 年度）[6]，および，旧学習指導要領（2003〜2012 年度）[7] も対比のため示した．

表 1　高等学校学習指導要領

新学習指導要領（2022 年度～） （2018 年 3 月 30 日告示 [4]）	現行学習指導要領（2013～2021 年度） （2009 年 3 月 9 日告示 [6]）	旧学習指導要領（2003～2012 年度） （1999 年 3 月 29 日告示 [7]）
第 1　情報 I **2　内容** **(1)　情報社会の問題解決** **ア　次のような知識及び技能を身に付けること．** (イ) 情報に関する法規や制度，情報セキュリティの重要性，情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること． **イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること．** (イ) 情報に関する法規や制度及びマナーの意義，情報社会において個人の果たす役割や責任，情報モラルなどについて，それらの背景を科学的に捉え，考察すること．	**第 1　社会と情報** **2　内容** **(3)　情報社会の課題と情報モラル** **ウ　情報社会における法と個人の責任** 多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに，情報を保護することの必要性とそのための法規及び個人の責任を理解させる． **3　内容の取扱い** (3)　内容の (3) の…ウについては，知的財産や個人情報の保護などについて扱い，情報の収集や発信などの取扱いに当たっては個人の適切な判断が重要であることについても扱うこと．	**第 3　情報 C** **2　内容** **(3)　情報の収集・発信と個人の責任** **ア　情報の公開・保護と個人の責任** 多くの情報が公開され流通している実態と情報の保護の必要性及び情報の収集・発信に伴って発生する問題と個人の責任について理解させる． **3　内容の取扱い** (3)　内容の (3) のアの情報の保護の必要性については，プライバシーや著作権などの観点から扱い，情報の収集・発信に伴って発生する問題については，誤った情報や偏った情報が人間の判断に及ぼす影響，不適切な情報への対処法などの観点から扱うようにする．

2.　公文書公開手続きの概要

公文書公開手続きは，1982 年に山形県金山町が，1983 年に神奈川県と埼玉県が，公文書公開手続きに関する条例を定めたのが先駆けで，現在では，すべての都道府県と，ほぼすべての市区町村で，情報公開条例が定められている．また，2001 年の情報公開法の施行により，国の公文書公開手続きが整備された．

公文書の公開を求めるには，行政機関に，公開請求書を提出する．公開請求書の様式は，ほとんどの行政機関で，ホームページに掲載されている．公開請求書は，公文書公開の担当窓口に持参するほか，郵送でも提出することができる．電子申請や，ファックスによる提出が認められている場合もある．

多くの地方公共団体では，公文書公開の請求の時点では費用は発生しない．国や独立行政法人等に公文書公開を請求する場合，公開請求者が 300 円の手数料を支払う．行政機関が公文書の公開を決定し，公開請求者が公文書の写しの交付を受ける場合は，写しの費用を支払う．多くの行政機関では，1 枚につき 10 円である．

行政機関は，公文書の公開が請求されると，法律もしくは条例で規定している非公開情報を除いて，公文書を公開することが義務付けられている．これは，情報公開の目的が，行政機関の内部処理の透明性を確保し，国民によるチェック機能を働かせることにあり，ひいては，民主社会の担い手である国民に正しく行政機関の保有する情報を提供することにより国民の知る権利に資することにあるためである．

また，行政機関が非公開と判断した情報について，公開請求者が不服がある場合には，審査請求による救済を求めることができる．公文書公開手続きの特長として，審査請求がされた場合，行政機関は第三者機関である情報公開審査会に諮問し，情報公開審査会の答申を尊重した判断をすることが義務付けられている．

行政機関に公文書の公開を請求する手続き，どのように公開非公開の判断がされるか，公開されなかった時の救済の手続きについては，文献 [9] で紹介した．また，公文書公開手続きを活用して調査した事例は文献 [10] で紹介した．これらの文献を参照されたい．

3.　プライバシー情報に関する情報公開法および情報公開条例の規定

以下，本稿では，公文書公開手続きにおけるプライバシー情報の取扱いについて議論する．まず，プライバシー情報に関する情報公開法および情報公開条例の規定について述べる．

公文書公開手続きにおいて，個人のプライバシー情報は公開されない．個人のプライバシーを侵害してまで国民一般に情報を提供する必要性はないからである．行政機関によって，プライバシー情報を非公開とするための規定に違いがある．

- プライバシー型
  個人のプライバシー等の権利利益を害するおそれがあるものに限って非公開情報とするもので，北海道，京都府，大阪府，兵庫県，京都市，神戸市などの情報公開条例で採用されている．
  たとえば，大阪府情報公開条例第 9 条第 1 号では，非公開情報として図 1 のように規定している．

第 9 条　実施機関は，次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならない．
一　個人の思想，宗教，身体的特徴，健康状態，家族構成，職業，学歴，出身，住所，所属団体，財産，所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く．）であって，特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という．）のうち，一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

図 1　プライバシー型の規定の例（大阪府情報公開条例）

第 5 条　行政機関の長は，開示請求があったときは，開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という．）のいずれかが記録されている場合を除き，開示請求者に対し，当該行政文書を開示しなければならない．
一　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く．）であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等・・・により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む．）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの．
ただし、次に掲げる情報を除く．
イ　法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報
ロ　人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報
ハ　当該個人が公務員等・・・である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

図 2　個人識別型の規定の例（情報公開法）

- **個人識別型**
  特定の個人を識別できる情報は原則として非公開とするもので，情報公開法，および，多くの地方公共団体の情報公開条例で採用されている．たとえば，情報公開法第 5 条第 1 号では，非公開情報として図 2 のように規定している．

個人識別型の規定では，「法令等の規定又は慣行により公にされ，又は公にすることが予定されている情報」や公務員に関する情報などを非公開情報から除いている．つまり，個人識別情報であっても，あえて非公開情報として保護する必要性に乏しいものは，非公開情報から除いている．

なお，公務員に関する情報について，情報公開法第 5 条第 1 号ただし書ハでは，公務員の氏名の公開を規定していない．それに対して，地方公共団体の個人識別型の情報公開条例では，明示的に公務員の氏名の公開を規定しているものがある．このことについては次章で議論する．

4.　公務員の氏名の公開

4.1　プライバシー情報に関する最高裁判所の裁判例

最高裁判所平成 10 年（行ヒ）第 54 号公文書非公開決定処分取消請求事件（大阪市の食糧費支出関係文書の公開が争われた事件）平成 15 年 11 月 11 日判決では，大阪市公文書公開条例（当時）の「個人に関する情報」について次のように判断している [11].

(1) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く．）の代表者に準ずる地位にある者以外の従業員の職務の遂行に関する情報は，その者の権限に基づく当該法人等のための契約の締結等に関する情報を除き，大阪市公文書公開条例（昭和 63 年大阪市条例第 11 号）第 6 条第 2 号にいう「個人に関する情報」に当たる．

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く．）の代表者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は，大阪市公文書公開条例第 6 条第 2 号にいう「個人に関する情報」に当たらない．

(3) 国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は，公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き，大阪市公文書公開条例第 6 条第 2 号にいう「個人に関する情報」に当たらない．

4.2　公務員の氏名の公開についての国の取扱い

最高裁判所平成 15 年 11 月 11 日判決を受け，国は，平成 17 年 8 月 3 日付「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」の申合せ（図 3）を定めている．情報公開法第 5 条第 1 号ただし書イ（法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報）に該当するとして，公務員の氏名を公開する運用をしている [12].

4.3　公務員の氏名の公開についての地方公共団体の取扱い

筆者が，政令市 20 市に情報公開条例の運用状況の調査をしたところ，次のとおり 20 市すべてが，公務員の氏名を公開している．

- **情報公開法第 5 条第 1 号ただし書イに相当する条文（法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報）により公務員の氏名が公開される市**
  札幌市，千葉市，横浜市，大阪市，広島市

- **情報公開法第 5 条第 1 号ただし書ハに相当する条文に，明示的に公務員の氏名の公開を規定している市**
  仙台市，さいたま市，川崎市，相模原市，新潟市，静岡市，浜松市，名古屋市，堺市，岡山市，北九州市，福岡市，熊本市

- **プライバシー型の条文により公開される市**
  京都市，神戸市

このように，政令市 20 市すべてにおいて，公務員の氏名は公開されているが，個人識別型の情報公開条例をもつ 18 市のうち 13 市では条例に明示的に公務員の氏名の公開を規定しているのに対し，5 市は国と同様に運用で公務員の氏名を公開している．

筆者は，国も含め，公務員の氏名の公開は明示的に規定するべきであると考えている．

5. 資格者等の氏名の公開

情報公開法や，多くの地方公共団体の情報公開条例で採用されている，個人識別型の規定では，個人識別情報を原則として非公開としたうえで，「法令等の規定又は慣行により公にされ，又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報から除いている（図 2）．

「法令等の規定又は慣行により公にされ，又は公にすることが予定されている情報」の判断は難しい．行政機関が非公開と判断した情報を公開するべきとした裁判例や答申例が多くみられる．情報公開審査会の答申例から学ぶことは多い [13]．本章では，おもに，資格者等の氏名を公開するべきとした情報公開審査会の答申例について述べる．

5.1 私立専修学校の専任教員の氏名

さいたま地方裁判所 平成 17 年（行ウ）第 29 号公文書一部不開示処分取消及び公文書開示処分給付請求事件平成 18 年 4 月 26 日判決では，私立専修学校の専任教員の氏名を公開することを命じている [11]．

その理由として，「私立専門学校の専任教員の氏名に関する情報が埼玉県情報公開条例 10 条 1 項ただし書イの「法令若しくは他の条例により又は慣行として・・・公にすることが予定されている情報」に当たるかにつき，私立専門学校と教育機関としての性格を共通にする私立大学の場合，専任教員の氏名は，慣行により公にされていること，県内の専修学校のうちの 3 分の 1 が，学校案内やインターネットで専任教員の氏名を公開していること，私立専門学校は教育機関としての高度の公共的，公益的性格を有していることから，その教育活動の透明性への配慮から，専任教員の氏名はできるだけ積極的に公開することが望ましいことなどから，前記情報は，前記条例 10 条 1 項ただし書イに該当する」としている．

各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて

平成 17 年 8 月 3 日
情報公開に関する連絡会議申合せ

各行政機関における公務員の氏名については，情報公開法の適正かつ円滑な運用を図る観点から，下記の統一方針にのっとって取り扱うものとする．

記

各行政機関は，その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く．）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については，特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き，公にするものとする．なお，特段の支障の生ずるおそれがある場合とは，以下の場合をいう．

1) 氏名を公にすることにより，情報公開法第 5 条第 2 号から第 6 号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合
2) 氏名を公にすることにより，個人の権利利益を害することとなるような場合

（説明）
「公にする」とは，職務遂行に係る公務員の氏名を求められれば応じるとの趣旨であり，対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない．また，上記取扱方針に基づき行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については，今後は，情報公開法に基づく開示請求がなされた場合には，「慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」（第 5 条第 1 号イ）に該当することとなり，開示されることとなる．

図 3 国の公務員の氏名の取扱い [12]

5.2 新聞記者の氏名

福岡県情報公開審査会の答申第 199 号では，新聞記者の氏名を公開するべきとの判断を示している [14]．

その理由として，「取材者は，正確かつ公正な報道を行うという社会的責任を有する報道機関という組織に属する中で，報道の自由に伴う重い責任の下に，自らが関わる取材や報道に対して説明責任を果たすことを求められているという現状があり，さらに，取材を行った新聞記者の独自の視点が含まれる，いわゆる『署名記事』が増加している状況や，新聞社がホームページで自社の記者一覧を公開している例がある状況等に鑑みると，取材者の氏名は，特段の事情が無い限り，報道機関に対して求めがあれば，何人にも明らかにされる性質を有するものであることが認められる．・・・したがって，本件公文書における取材者の氏名は，『慣行として公にすることが予定されている情報』である」としている．

5.3 確認検査員の氏名

東京都情報公開審査会の答申第 344 号，第 609 号，および，横浜市情報公開・個人情報保護審査会の答申第 467 号では，確認検査員の氏名を公開するべきとの判断を示している [15][16][17] .

従来，建築確認の業務は地方公共団体の建築主事が行っていたが，1998 年の建築基準法の改正により，国土交通大臣や都道府県知事が指定した指定確認検査機関も建築確認の業務を行えるようになった．指定確認検査機関において確認検査を行う確認検査員は，実質上，建築主事と全く同一の職責・権能を果たしていると認められるとして，確認検査員の氏名を公開するべきとの判断が示されている．

また，指定確認検査機関による建築確認については，耐震強度の偽装問題等により社会全般の関心が極めて高くなっており，このような状況にかんがみると，本件建築確認がどの確認検査員によって行われたかを公にすることは，人の生命，健康，生活又は財産上の利益を保護するため，公益上必要であるとの判断も示されている．

5.4 建築士の氏名と建築士番号

大阪府情報公開審査会の大公審答申第 159 号，および，東京都情報公開審査会の答申第 396 号，第 422 号，第 438 号，第 483 号，第 563 号では，建築士の氏名と建築士番号を公開するべきとの判断を示している [18][19][20][21][22][23].

耐震強度偽装事件を契機に 2007 年に建築士法が改正され，建築士の名簿や，建築士事務所の業務に関する文書の閲覧制度が設けられるなど，建築士についての情報公開が徹底されるようになった．大阪府情報公開審査会，および，東京都情報公開審査会の答申は，建築士法の改正前の文書についても，建築士の情報公開がされるべきと判断している．

5.5 消防設備士の氏名と免状の交付番号

東京都情報公開審査会の答申第 409 号では，消防設備士の氏名と免状の交付番号を公開するべきとの判断を示している [24].

新宿区歌舞伎町での火災事故の反省から，東京都は 2006 年に火災予防条例を改正しており，火災予防を図るためには消防用設備等の工事，整備が的確に行われることが重要であるとの観点から，防火対象物の関係者又は工事施行者は，工事現場に，消防設備士の氏名と免状の交付番号を記載した標識を掲げることが義務付けられるようになった．当時においても公にすることが予定されている情報と評価できるとして，公開するべきとの判断がされている．

6. おわりに

本稿では，公文書公開手続きにおけるプライバシー情報の取扱いについて議論した．

プライバシー情報を非公開とする規定として，プライバシー型の規定（図 1）と個人識別型の規定（図 2）があり，本来はどちらの規定であっても，公開非公開の判別は同じになるべきである．しかしながら，個人識別型の規定は，原則として個人識別情報を非公開情報としているため，行政機関において非公開情報の範囲が広めに判断されているという実状がある．つまり，「法令等の規定又は慣行により公にされ，又は公にすることが予定されている情報」の判断は難しく，そのため，行政機関が非公開であると判断した情報を公開するべきとした裁判例や答申例が多くみられる状況である．

筆者は，個人識別型の規定より，プライバシー型の規定が望ましいと考えている．また，個人識別型の規定を採る場合であっても，行政機関において非公開情報の範囲が広めに判断されないように，公務員の氏名を明示的に公開する規定にするといったことは必要であると考えている．

本稿のまとめに，高等学校における情報教育で公文書公開手続きを学ぶことの意義について，筆者の考えを述べる．

高校教育は，基礎的市民教育の総まとめの場であり，大学でのさらなる研究につなげる最終段階と位置づけられる．そうした高校教育において，自ら正しい情報を収集し，検討し，分析する能力を身につけさせることは大変重要であり，その中でも，情報の「収集」能力を養成することには大きな意義がある．

行政機関が保有する情報は，他人による評価を経ていない生の情報であり，出所としても信頼性ある情報ということができる．こうした信頼できる情報を自ら収集するツールを持つことは，市民として社会を構成する際の大きな武器となるであろう．筆者は，高校生に，ぜひともこうした知の力を知ってもらいたいと考える．また，情報公開の過程では，本稿で議論したような，対立する利害についても大いに考えさせられる．高校生の柔軟な思考の中で，自分の要求に対立する考え方に実際に直面し，これを検討し，妥当な解決を模索する機会は非常に有意義であると考える．

こうした教育は，法学教育などにおいてなされるものであり，高校教育では不要ではないかとの意見もあるかもしれない．しかし，大学へ進んでもっぱら数学や物理を究めることとなる若者にも，よき市民の一人として成長してもらうことが必要であり，情報教育において公文書公開の方法と意義を積極的に取り入れる意義は大きいと考える．

謝辞　公文書公開手続きに携わる行政機関の方々に感謝します．

参考文献

[1] Masami Hagiya: Defining Informatics across Bun-kei and Ri-kei, Journal of Information Processing, Vol. 23, No. 4, pp. 525-530 (2015).

[2] 日本学術会議情報学委員会情報科学技術教育分科会：大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：情報学分野，http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-16.html
[3] 萩谷 昌己：情報教育の格差と，情報学分野の参照基準：情報教育の基盤となる学問としての情報学，情報管理，Vol. 59，No. 7，pp.472-478 (2016).
[4] 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月 30 日告示第 68 号），東山書房，ISBN978–4–8278–1567–2(2019).
[5] 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 情報編，開隆堂出版，ISBN978–4–304–02163–3(2019).
[6] 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成 21 年 3 月 9 日告示第 34 号），東山書房，ISBN978–4–8278–1478–1 (2009).
[7] 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成 11 年 3 月 29 日告示第 58 号），国立印刷局，ISBN978–4–17–153522–6 (2007).
[8] 藤間 真，志保田 務，谷本 達哉，西岡 清統：「情報」科目テキストにおける「情報公開制度」，桃山学院大学人間科学，No.28，pp. 121–139 (2004).
[9] 中山 泰一，角田 博保：公文書公開手続きの情報科教育法への活用，情報処理学会論文誌「教育とコンピュータ」，Vol. 2，No. 1, pp. 41-47 (2016).
[10] 中山 泰一，中野 由章，角田 博保，久野 靖，鈴木 貢，和田 勉，萩谷 昌己，筧 捷彦：高等学校情報科における教科担任の現状，情報処理学会論文誌「教育とコンピュータ」，Vol. 3，No. 2，pp. 41-51 (2017).
[11] 最高裁判所：裁判例検索，https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1
[12] 情報公開に関する連絡会議申合せ：各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成 17 年 8 月 3 日），https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/pdf/110624_01.pdf
[13] 阪本 邦夫：情報公開手続きと審査会答申の情報科教育への活用，甲南大学教育学習支援センター紀要，No.2，pp.1-14 (2017).
[14] 福岡県情報公開審査会：答申第 199 号（令和元年度），https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jyouhoukoukai-199.html
[15] 東京都情報公開審査会：答申第 344 号（平成 18 年度），https://kobunsyo-johokokai.metro.tokyo.jp/disclosure/document/file?id=100007290&file_id=100036708
[16] 東京都情報公開審査会：答申第 609 号（平成 25 年度），https://kobunsyo-johokokai.metro.tokyo.jp/disclosure/document/file?id=900000818&file_id=900000835
[17] 横浜市情報公開・個人情報保護審査会：答申第 467 号（平成 18 年度），https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/h18.files/0046_20191021.pdf
[18] 大阪府情報公開審査会：大公審答申第 159 号（平成 20 年度），http://www.pref.osaka.lg.jp/johokokai/jigyo1/toshin159.html
[19] 東京都情報公開審査会：答申第 396 号（平成 19 年度），https://kobunsyo-johokokai.metro.tokyo.jp/disclosure/document/file?id=100007158&file_id=100036508
[20] 東京都情報公開審査会：答申第 422 号（平成 20 年度），https://kobunsyo-johokokai.metro.tokyo.jp/disclosure/document/file?id=100007123&file_id=100036428
[21] 東京都情報公開審査会：答申第 438 号（平成 20 年度），https://kobunsyo-johokokai.metro.tokyo.jp/disclosure/document/file?id=100007108&file_id=100036413
[22] 東京都情報公開審査会：答申第 483 号（平成 21 年度），https://kobunsyo-johokokai.metro.tokyo.jp/disclosure/document/file?id=100007024&file_id=100036306
[23] 東京都情報公開審査会：答申第 563 号（平成 23 年度），https://kobunsyo-johokokai.metro.tokyo.jp/disclosure/document/file?id=100006934&file_id=100036155
[24] 東京都情報公開審査会：答申第 409 号（平成 19 年度），https://kobunsyo-johokokai.metro.tokyo.jp/disclosure/document/file?id=100007145&file_id=100036495